



個人情報保護法と医療機関

戸津崎 茂雄

I. はじめに

2005年4月1日から「個人情報保護法」が完全施行されました。

私達が病院で日々取り扱っている情報は、患者さんのプライバシーに深く関わった非常に機微な情報です。氏名、性別、生年月日、住所や身長・体重などの情報をはじめ、既往歴に関する情報、そして本人の情報ばかりでなく家族に関する情報や仕事などの社会的な情報も含まれており、生命に関わる情報、健康・不健康に関する情報、最近では遺伝子に関する情報など、患者さんのプライバシーそのものとも言える情報が詰まっています。それゆえ、患者さんの情報の取り扱いには特別な慎重さが要求されており、私たち医療人には「守秘義務」が課せられているのです。

「個人情報保護法」の成立・施行は、病院とそこで働く私たち医療人にとって、“患者さんの情報の取り扱い”について考え直してみる絶好の機会となります。

II. 「個人情報保護の動きはグローバルな趨勢である」

個人情報保護の法制化の動きは、1980年、OECDの理事会勧告の採択によって具体化しました。

コンピュータ等による情報処理技術が進歩し大量の個人情報が収集・保管されるようになり、しかも、その個人情報はインターネットなどによって瞬時に世界を駆け巡るようになりま



した。経済活動等ばかりでなく、社会生活においても個人情報の利用機会は飛躍的に増大しており、個人情報の有効利用と個人のプライバシー保護の両立を図ることの必要性が検討され始めました。

OECDの理事会勧告は8つの原則からなっています。(図1)

“収集制限の原則”とは、適法・公正な手段により収集し、必要な場合には情報主体に通知または同意を得て収集するということであり、“データ品質の原則”とは、データは利用目的

OECD 個人情報保護8原則

- ①収集制限の原則
- ②データ品質の原則
- ③目的明確化の原則
- ④利用制限の原則
- ⑤安全保護の原則
- ⑥公開の原則
- ⑦個人参加の原則
- ⑧責任の原則

に沿ったものであり、正確、完全、最新なものにしておかねばならないということです。また、“安全保護の原則”とは、紛失や不正使用、同意なしに他人への開示等が生じないように合理的な安全保護措置を講じてデータを安全に保管する義務があるということであり、“個人参加の原則”は、自分のデータを確認し、誤っていれば訂正する権利があるということです。

これらの8つの原則を基に、各国での法制化が行なわれています。

わが国では、1999年の「住民基本台帳法」が改正され、いわゆる「住基ネット」が導入された際に、個人情報保護を法整備の必要性が与党合意されました。そして紆余曲折はありましたが、2003年5月に「個人情報保護法」が成立し、2005年4月から全面施行されることとなったのです。

Ⅲ. 「個人情報保護法」と「医療・介護関係事業者におけるガイドライン」

「個人情報保護法」の目的は、『高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大している…個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念を定め、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定める…個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする(第1条)』とされており、個人情報を取り扱う事業者が守るべき事項を定めています。もちろん、医療機関と介護関係事業者もその対象になります。

「個人情報保護法」は“国及び地方公共団体の責務”に加えて、“個人情報取扱事業者の義務”が定められています。その義務とは、OECDの8原則にそって、(1)利用目的の特定とその通知、(2)適正な方法による情報の取得、(3)データ内容を最新の正確なものに保つ、(4)安全管理措置、従業者の監督、委託先の監督、(5)第三者提供の制限、(6)本人からの開示、訂正、利用停止等の求めに応じること、(7)苦情処理の体制の整備、です。

医療・介護の分野は、取り扱う個人情報の性格上、金融・信用や情報通信の分野と共に、特に適正かつ厳格に個人情報を取り扱う必要がある分野とされ、個別法の必要性を含め個人情報保護のための格別の措置を検討すべき分野とされました。厚生労働省は検討会を設けて検討を行い、個別法の制定は見送りましたがガイドラインを作成しました。それが2004年12月に公表された「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」という長たらしい名前のガイドラインです。ガイドラインの遵守状況を見て、個別法の必要性について検討することになっています。

「個人情報保護法」は整備法を含めた「個人情報保護関連五法」からなっており、独立行政法人立(国立病院)、自治体病院、医療法人など病院の成立形態によって適応される法律は若干異なりますが、ほぼ全ての病院がこのガイドラインに従うことになるものと思われます。また、法律上では“個人情報取り扱い事業者”の範疇に入らない小規模の診療所も、このガイドラインを遵守する努力が求められています。

医療の分野では、カルテ開示など診療情報の提供に関して2003年9月に厚生労働省から「診療情報の提供等に関する指針」が発表されています。ガイドラインでは、この指針も参考にして、二本だけで対応することとされています。

Ⅳ. 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」

「保護法」と「ガイドライン」とによって、医療・介護関係事業者が行なわなければならない義務を図2に示しました。

具体的には、①個人情報保護方針(プライバシーポリシー)を作成して院内掲示やホームページで公表、②利用目的を特定して院内掲示やホームページ等で公表、③安全管理措置(管理責任者を決め、管理体制を作り、安全管理のための規定を定める等)の徹底、④学会・研究会などへの症例発表あるいは職場・学校など外

個人情報取扱事業者の義務

- ①利用目的の特定、利用目的による制限
- ②適正な取得、利用目的の通知等
- ③データ内容の正確性の確保
- ④安全管理措置、従業者・委託先の監督
- ⑤第三者提供の制限
- ⑥公表等
- ⑦開示、訂正等、利用停止等、手数料
- ⑧苦情の処理

図 2.

部からの各種の問い合わせへの対応など、第三者提供の手順を定め、必要によっては同意書を用意する、⑤本人からの請求による、開示・修正・消去の手続きを作成する、⑥苦情や相談などを受け付けるための窓口を設置する、などを準備することになります。これらのひな型は、日本医師会や各病院団体から公表されています。(ガイドラインには図3～5のような具体的な文言も見られます)

V. 我々に必要なのは「情報管理」の視点

法律の施行を前に、「外来で、名前での呼出しは止めるべきか?」「病室における名札の掲示は止めるべきか?」「患者や家族の呼出しの館内放送は止めるべきか?」「患者に関する電話での問い合わせに答えてはいけないのか?」など、いろいろな疑問がわきますが、私達が患者さんの個人情報を今までどのように取り扱っていたかを思い返してみるところから始める必要があります。

例えば、患者さんの状態(個人情報)を、「〇〇さんの便出た～?」「たくさん出たよ～」などの様に、廊下の端と端とで大声で連絡していませんか?

患者さんの個人情報が書かれたメモがあちらこちらに散乱していませんか?

医師個人のパソコンに患者さんのデータが保存されていませんか?もしデータが保存されているとすれば、そのデータの管理は万全ですか?

受付での呼び出しや、病室における患者の名札の掲示などについては、患者の取り違い防止など業務を適切に実施する上で必要と考えられるが、医療におけるプライバシー保護の重要性にかんがみ、患者の希望に応じて一定の配慮をすることが望ましい。

図 3.

学校からの照会

- 学校の教職員等から、児童・生徒の健康状態に関する問い合わせがあったり、休学中の児童・生徒の復学の見込みに関する問い合わせがあった場合、患者の同意を得ずに回答してはならない。

図 4.

家族等への病状説明

- 病態等について、本人と家族等に対し同時に説明を行う場合には、家族等に対する診療情報の提供について、本人の同意が得られたものと考えられる。

図 5.

以上の様な状況を考えると、まずは私達の日常業務の中での患者さんの個人情報の取り扱いの点検が必要なのではないでしょうか。

私たちは、患者さんの健康上の問題を解決するために、患者さんからさまざまな情報を集めています。これらは、患者さんのプライバシーと深く関わっている情報です。それ故に、各医

療関連職種の資格法には“守秘義務”の規定がありますし、病院の就業規則には守秘義務の規定が入っていると思います。

私たちが医療の現場で取り扱っている個人情報の特性を図6に示しました。非常にセンシティブな情報を、深くかつ幅広く収集し患者さん個人の治療に利用します。また、その収集した情報データは、病気の治療の質の向上や公衆衛生の発展など社会にとっても非常に有益な情報として利用できます。

個人の治療にとってはもちろん、社会にとっても非常に有益である患者さんの個人情報は、患者さんのプライバシーと密接に関係した非常に機微性の高い情報です。私達は、「個人情報保護法」が完全施行されるのを機会に、その取り扱いについて再点検しておきましょう。「個人情報情報をばらまかない」、当たり前のことです

医療個人情報の特性

- ・ センシティブ（機微）な情報である。
☞ 健康状態、生命、遺伝に関する情報。
- ・ 情報の多岐性
☞ 身体だけでなく、家族、仕事などの情報もむ。
- ・ 情報の有用性
☞ 公衆衛生に利用、癌登録など。
- ・ 多様な目的で利用される情報である。
☞ 治療、医療事務、公衆衛生など。

図6.

Information Management

- **取得** ⇒ 「何のために取得するのかを考える」
- **利用** ⇒ 「何のために利用し、誰と利用するかを考える」
- **管理** ⇒ 「どのような安全管理をするかを考える」
- **破棄** ⇒ 「どのような場合に必要がなくなったと考え、どのようなルールで破棄するかを考える」

図7.

が…。ついつい日常の業務の惰性で取り扱いがぞんざいになっていませんか？

“情報管理”とは、取得、利用、管理、破棄からなります（図7）。この原則をしっかりと思い起こしながら、患者さんの大切な個人情報を取り扱っていくことが肝要です。

Ⅵ. 図書室における個人情報

図書室における個人情報には図8のようなものがあると考えられますが、各々の図書室において取り扱っている個人情報を洗い出し、情報管理の原則に沿って不必要なものは確実に廃棄し、必要なものは本人の同意を得つつ安全に管理しておくことが必要です。

また、利用者の個人情報を取得するときにも、利用の目的を明らかにし、本人の同意を得て必要な範囲でのみ取得することが必要です。

Ⅶ. おわりに

「個人情報保護法」は、“私生活をみだりに公開されない”というプライバシー権を“自分自身の情報をコントロールする”権利としました。

それに従って、“知り得た情報を他に漏らさない”という私たち医療人に課せられた守秘義務は、“情報管理（インフォメーション・マネジメント）”の原則により、より一層質の高い確実なものにしていくことが求められているのだと思います。

図書室における個人情報

<p>(1) 利用者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入室者用紙 ・ 利用者カード ・ 資料貸出しカード ・ 複写依頼用紙 ・ 上記のDB入力情報 ・ 検索ツールに入力利用者情報 	<p>(2) 担当者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Web, DBへのアクセスID、パスワード <p>(3) 派遣社員</p> <p>(4) 所蔵資料に記載されている個人名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リスト情報 ・ 研究レポート <p>(5) 協力企業の担当者情報</p> <p>(6) 協力病院の担当者情報</p>
--	---

図8.